

「投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定」 新旧対照表

※「新」の変更箇所は赤字で表示。

新	旧
<p>3. (申込方法)</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、システム登録を完了していること。</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、当座勘定規定もしくは普通預金規定（よこしん総合口座取引規定含む）にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の払出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。</p> <p>(6) 買付金額の引落しの結果、お客様の引落指定口座が貸越になる場合は引落しは行いません。</p> <p>(7) 同一日に複数銘柄の買付金額を引落指定口座から引落す場合には、当金庫で任意のものから順次引落しいたします。</p> <p>(8) 引落指定口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当金庫からお客様への通知はいたしません。</p> <p>10. (その他)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(3) 本規定に別段の定めがないときは、「横浜信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p>11. (規定の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。</p> <p>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上 H20. 6 制定 2020年4月改訂</p>	<p>3. (申込方法)</p> <p>(2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、所定の手続きを完了していること。</p> <p>4. (買付金額の引落し)</p> <p>(3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の払出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。</p> <p>(6) 同一日に複数銘柄の買付金額を引落指定口座から引落す場合には、当金庫で任意のものから順次引落しいたします。</p> <p>(7) 引落指定口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当金庫からお客様への通知はいたしません。</p> <p>10. (その他)</p> <p>(3) <u>この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改正されることがあります。</u></p> <p>(4) 本規定に別段の定めがないときは、「横浜信用金庫投信取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」等に従うものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(20. 6 制定)</u> <u>(27. 12 改正)</u> <u>(30. 1 改正)</u></p>